

1 介護保険における指導監督業務の適切な実施について

(1) 改正介護保険法の施行、介護報酬改定等への対応

平成24年4月より、改正介護保険法が施行されるとともに、介護報酬の改定、各サービスの指定基準等の改正が行われるところである。これに伴い、都道府県、市町村における指定事務等の変更、介護報酬の加算、減算等の要件の変更等が行われることから、各自治体の担当職員間で十分に情報共有を行っていただき、統一的な指導監督を行っていただくことはもちろんのこと、集団指導等の活用により、管内の介護サービス事業者等に対する改正内容の周知の徹底をお願いする。

また、今回の法改正等により新たなサービスやサービス付き高齢者向け住宅が創設されたところであり、今後、こうした新サービスを行う事業所やサービス付き高齢者向け住宅に併設される介護サービス事業所の増加が見込まれる。こうした事業所が適切に運営されるよう、十分指導いただきたい。

さらに、改正介護保険法の施行に伴い、これまで都道府県が行っていた指定事務、各サービスの指定基準等に係る条例の制定、変更届の受理、指導監督及びそれに伴う指定取消等の処分等の事務が指定都市・中核市に移譲されることとなる（具体的に移譲される事務の内容については、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の公布について」（平成23年12月2日老発第1202第2号厚生労働省老健局長通知）別添1の読替表（指定都市にあってはP69～P106、中核市にあってはP107～P140）を参照）。

既に各自治体におかれては、定期的な打合せ、職員の派遣、合同での指導の実施、都道府県による指定都市・中核市担当職員向け研修の実施等移譲に向けた準備が進められているところであるが、平成24年4月以降、指定都市・中核市において円滑に事務が実施できるよう、引き続き、指定都市・中核市におかれては、体制の整備をはじめとした各種準備、都道府県におかれては継続的な支援をお願いする。

(2) 指導・監査指針に基づいた指導監督の実施

介護保険における指導監督については、高齢者の尊厳を支えるよりよいケアを目指

し、「介護保険施設等の指導監督について」(平成18年10月23日付老健局長通知)に基づき、事業者等のサービスの質の確保・向上を図ることを主眼とする「指導」と、指定基準や報酬請求の事実内容等について挙証資料等をもとに把握し、介護保険法第5章の各規定に定められた権限を適切に行使する「監査」とを明確に区分しているところである。

各都道府県においては、引き続き、その趣旨に基づいて指導監督にあたっていただくとともに、管内市町村に周知いただき理解を促していただくようお願いする。

(3) 不正事案等に対する厳正な対応

介護サービス事業者による介護報酬の不正請求や運営基準違反等により、毎年度、指定取消、指定の効力の全部又は一部停止等の処分が一定数行われており、今年度もある医療法人による多額な不正請求等が新聞等で大きく報じられたところである。このような運営基準違反や介護報酬の不正請求等は、利用者に不利益が生じるのみならず、介護保険制度全体の信頼を損なうものであり、引き続き、通報・苦情等により、こうした不正や不正が疑われる情報があった場合には、必要に応じて監査を実施していただくとともに、不正が確認された場合には、厳正な対応をお願いする。

なお、利用者保護の観点から、事業者に対して指定取消等の処分を行った場合、代替事業者によるサービスの継続的利用が可能となるよう、当該事業者に対して受け入れ事業者の確保等を図るよう指導するとともに、関係自治体や関係居宅介護支援事業所等とも連携するよう留意されたい。

(4) 指導監督業務の標準化

介護保険における指導監督業務の標準化については、これまで厚生労働省としては、指導監督に係る専門的な知識の修得等を目的とした「介護保険指導監督中堅職員研修」を開催したり、これまでに文書で発出した運営基準や介護報酬の解釈に関するQ&Aの体系的な整理、HP等による公開、実地指導マニュアルの改訂等の取組を行ってきたところである。

しかしながら、社会保障審議会介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」(平成22年11月30日)において、「一部の自治体において、必ずしも実地

指導や監査が十分な効果を上げていなかったり、自治体間で指導内容に不整合があつたりする」との指摘をされたところであり、引き続き、平成24年度においても、各自治体との意見交換等を行いつつ、標準化に向けた取組を行うこととしているので、ご協力を願いたい。

また、現在、HPに掲載している運営基準や介護報酬の解釈に関するQ&Aについては、今般の介護報酬改定、指定基準の見直し等を受けて、早急に見直す予定であるので了知されたい。

○ 介護保険指導監督中堅職員研修の開催

指導監督に係る専門的な知識の修得等を目的とした「介護保険指導監督中堅職員研修」については、平成24年度も以下のとおり引き続き実施することとしているので、関係職員の積極的な参加にご配意願いたい。

平成24年度 介護保険指導監督中堅職員研修

- 日 程 平成24年10月3日（水）～5日（金）
- 会 場 国立保健医療科学院
- 対象者 各都道府県（出先機関含む）及び指定都市、中核市において、
指導監督業務に従事している指導的立場にある職員
※ 研修カリキュラム等の詳細については別途連絡予定

（5）指導監督の実施における留意点について

ア 集団指導等における行政処分等の要因分析等の活用

介護サービス事業者への指導にあたっては、

- ① 実地指導や監査において指摘の多かった事項
- ② 行政処分を行った事業所がある場合には、処分の原因となった不正の概要やその要因等

について分析を行い、集団指導の積極的な活用により注意喚起を図るなど、不正事案等の発生の未然防止に資するよう、その内容や実施方法について工夫されたい。

イ 実地指導の実施

よりよいケアの実現のためには事業者自身の取組が重要であり、そのような取組を支援する効果的な指導を行うためには、行政と事業者の信頼関係が構築されていることが必要である。特に平成24年4月より、様々な制度改正が行われることから、指導の際には、その根拠等についてより一層の懇切丁寧な説明に留意いただきたい。また、効果的な取組を行っている事業所を積極的に評価し、他の事業所へ広げるなど、サービスの質の向上に向けた指導の方法について工夫されたい。

一方、事業者の理解不足等による不適切な介護報酬請求も長期にわたった場合には影響額も大きくなることから、不適切な報酬請求の防止、早期の改善に資するよう、計画的な実地指導の実施をお願いするとともに、適切な報酬請求が行われるための指導についても、引き続きお願いする。また、指定都市・中核市におかれてもは、都道府県から移管される事業所の指導計画を作成する際には、都道府県の実施実績も考慮し、あまりにも長期間指導が行われないなど、偏った指導が行われないよう配慮されたい。

なお、現在活用されている「各種加算等自己点検シート」については、今般の介護報酬改定を受けて、早急に見直すこととしているので了知されたい。

ウ 関係自治体等との連携

介護サービス事業所の指定は都道府県が行っているが、保険給付は市町村が行つており、また、地域密着型サービスにおいては、複数の市町村が同一の事業所を指定するなど、一の介護サービス事業所には複数の自治体が関係を有している。このようなことから、関係する自治体が不正事案等に対して適切に対応するため、必要に応じて実地指導や監査を合同で行ったり、その結果や行政処分等の情報共有を図るなど十分な連携を図られたい。

さらに、不正等を行った介護サービス事業所が介護サービス以外の保健福祉サービスを実施していたり、一の介護サービス事業所で不正等が判明した場合に、同一の介護サービス事業者が運営する別の事業所でも不正等が疑われることもある。このような場合には、医療関係部局、障害、生活保護等の福祉関係部局など関係部局、関係機関との連携、不正が疑われる他の事業所の指定を行っている自治体への情報

提供等についても配慮されたい。

また、都道府県におかれでは、引き続き、都道府県の指定事務等を移譲している市町村を含め当該都道府県内の市町村に対し、都道府県が行う集団指導の資料の提供等情報共有を行うなど、当該都道府県内の関係自治体が連携して効果的な指導監督が行えるよう検討されたい。

エ 実地指導における介護サービス事業者の事務負担の軽減

介護サービス事業者に対する実地指導については、実地指導マニュアルで示している行動・心理症状のある利用者のリスト、各種加算等自己点検シートの点検結果以外の資料の作成は求めないなど、実地指導における介護サービス事業者の事務負担の軽減を図っているところである。

引き続き、事前資料等の提出を求める場合であっても既存資料を活用するなど、指導監督業務に係る介護サービス事業者の事務負担の軽減を図られたい。

(6) 営利法人の運営する介護サービス事業所に対する監査の着実な実施

営利法人の運営する介護サービス事業所に対する監査については、「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」において、「平成20年度から平成24年度までの5年間で営利法人の全ての介護サービス事業所に対し指導監査を実施」することとされているところである。

各自治体においては、これまでに5年間の全体計画及び各年度毎の計画を策定した上で、計画的な実施をしていただいているが、平成24年度が計画の最終年度であるため、引き続き、対象となる全ての事業所に対して監査が行われるよう、着実な実施をお願いする。 その際、都道府県において平成24年度の実施を計画していた指定都市・中核市に所在する事業所の監査は、権限移譲により、指定都市・中核市において実施することになるため、十分に調整いただきたい。 なお、対象となる事業所は、平成24年度末までに新規指定を受けた事業所であるので、平成24年度中に新規指定された事業所についても、可能な限り平成24年度末までの実施に努められたい。

また、都道府県におかれでは、管内市町村においても同様に計画に基づき着実に実施されるよう周知されたい。

なお、全体計画及び単年計画並びに監査の実施状況については、別途、報告等をいただくこととしているのでご協力願いたい。

2 介護サービス事業者の業務管理体制に関する監督について

介護保険制度は、国民から集めた保険料と公費から成り立っている公的な制度であり、制度の健全な運営と国民からの信頼を確保するため、介護サービス事業者は、利用者等に対する適切なサービス提供のみならず、法令等の自主的な遵守が求められている。

このため、介護保険法に業務管理体制の整備・届出を位置付け、法令等遵守の義務の履行を制度的に確保し、不正行為を未然に防止するとともに、利用者等の保護と介護事業運営の適正化を図っていくことが最も重要であり、行政としても業務管理体制に関する監督を通じて、適切な助言を行い、事業者自らが適切な体制を整備し、改善が図られるよう支援していく必要がある。

(1) 事業者に対する業務管理体制整備に関する届出の周知徹底

業務管理体制整備に関する届出は、介護保険事業への新規参入時、区分の変更及び届出事項に変更が生じた際に、その内容を遅滞なく届け出ることとされており、各自治体におかれでは、各事由に係る届出未済防止の観点から、新規指定申請時、指定更新時または集団指導など事業者と接する機会を捉えて、制度の周知・届出の確認を行う等引き続き届出受理業務に遗漏のないようお願いする。

また、事業者の事業展開地域拡大等に伴う所管行政機関の変更においては、変更前と変更後の行政機関間で連携を図り、円滑な事務処理にご留意願いたい。

なお、届出情報の管理にあたっては、業務管理体制データ管理システムの運用に引き続きご協力いただきたい。

(2) 業務管理体制に係る確認検査

ア 一般検査

一般検査は、事業者が整備した業務管理体制について、定期的にその運用実態の報告を求め、当該事業者の規模・組織形態等を勘案した上で有効に機能する仕組み